さいたま市告示第１７５７号

屋外広告物法(昭和２４年法律第１８９号)第７条第４項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第８条第１項の規定により保管したので、同条第２項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成１４年条例第１０９号)第２１条の２及び第２１条の３の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月１９日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(1) はり札　　１８５枚

(2) 立看板　　１４枚

２　保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時

別紙のとおり

３　保管場所

さいたま市緑区宮本二丁目１６番３

４　連絡先

（１）　担当　さいたま市役所都市局 都市計画部 南部都市計画指導課 都市管理係

（２）　電話　０４８（８４０）６１７８

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日　令和8年11月19日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数　量	月　日	時　間	月　日	時　間	
1	中央区	はり札	23	令和8年10月6日	8時30分 から 17時00分	令和8年10月6日	17時00分	
2	南区	はり札	24	令和8年10月7日	8時30分 から 17時00分	令和8年10月7日	17時00分	
3	南区	立看板	10	令和8年10月7日	8時30分 から 17時00分	令和8年10月7日	17時00分	
4	桜区	立看板	2	令和8年10月7日	8時30分 から 17時00分	令和8年10月7日	17時00分	
5	緑区	はり札	25	令和8年10月9日	8時30分 から 17時00分	令和8年10月9日	17時00分	
6	南区	はり札	26	令和8年10月13日	8時30分 から 17時00分	令和8年10月13日	17時00分	
7	南区	はり札	22	令和8年10月16日	8時30分 から 17時00分	令和8年10月16日	17時00分	
8	浦和区	はり札	23	令和8年10月20日	8時30分 から 17時00分	令和8年10月20日	17時00分	
9	浦和区	はり札	30	令和8年10月23日	8時30分 から 17時00分	令和8年10月23日	17時00分	
10	浦和区	立看板	2	令和8年10月23日	8時30分 から 17時00分	令和8年10月23日	17時00分	
11	桜区	はり札	12	令和8年10月29日	8時30分 から 12時00分	令和8年10月29日	12時00分	
	計	はり札	185					
		立看板	14					